

受託単価規程

株式会社バトonz

受託単価規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社バトonz（以下「当社」という。）が外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

(受託単価)

第2条 受託単価の算出方法は、役職および等級に応じて、企画・スタッフ職及び営業職については別表1、エンジニア職については別表2のとおり定める。

(付則)

本規程は2023年6月13日より施行する。

本規程は2024年3月16日から改訂の上、施行する。

別表1 受託単価（企画・スタッフ職及び営業職）

等級	基準月額	基準日額
M2・SP4以上 (執行役員・CX0以上)	400万円	20万円
M1・SS3・SP3	300万円	15万円
SS1・SS2・SP1・SP2	250万円	12.5万円
S2以下	200万円	10万円

※1日は7.5時間で計算するものとする

別表2 受託単価（エンジニア職）

等級	基準月額	基準日額
M2・E2以上 (執行役員・CX0以上)	300万円	15万円
M1・SS3・E1	200万円	10万円
SS1・SS2	150万円	7.5万円
S2以下	100万円	5万円

※1日は7.5時間で計算するものとする

受託単価規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社バトonz（以下「当社」という。）が外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

(受託単価)

第2条 受託単価の算出方法は役職および等級に応じて別表1のとおり定める。

(付則)

本規程は2023年6月13日より施行する。

別表1 受託単価

等級	基準月額	基準日額
役員	300万円	15万円
M等級	200万円	10万円
SS等級	150万円	7.5万円
S等級	100万円	5万円

※1日は7.5時間で計算するものとする